

【変更事項の届出方法等（調査等）】

1. 申請した事項に係る変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格者として認定された後に次の（1）～（3）に該当することとなった場合は、速やかに、

「令和7・8年度 競争参加資格審査変更届」（様式10）及び添付書類を提出してください。

※毎月15日までに受領した届出を原則翌月第一営業日に反映します。

（1）既に認定を受けている業種区分の認定資格を失うこととなる事象が発生した場合

《例》

① 法人が合併等により消滅したとき

※合併等により設立した会社が認定資格を承継したい場合は、随時受付で様式5（競争参加資格承継申請書）の提出が必要です。

② 法人が破産により解散したとき

③ 法人が合併等又は破産以外の事由により解散したとき

④ 廃業したとき（一部廃業を含む。）

（2）認定を受けた業種区分の全部又は一部を取り下げる場合

※認定業種の取下げは申請者の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません）。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格を取り下げる場合、同一の有効期間内（今回であれば、令和9年3月31日まで）は、再度資格認定の申請を行うことはできませんので、取下げの申請を行う際には、十分に検討のうえ申請してください。

（3）次の事項を変更した場合

区分	変更事項	添付書類（すべて写し可）※1
法人	本社（店）住所 ※2	登記事項証明書（履歴事項証明書）等
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項証明書）等
	本社（店）代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項証明書）等
	本社（店）の電話番号、FAX番号、メールアドレス	-
	営業所の名称、住所、電話番号、FAX番号	-
	営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの ※登記事項証明書等
	営業所の閉鎖	-
個人	住所	住民票
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）
	電話番号、FAX番号、メールアドレス	-

※1：登記事項証明書等の添付書類については、**変更届提出時から3ヶ月以内のものを添付してください。**

※2：本社（店）住所の変更に伴い電話番号、FAX番号、メールアドレスが変更となる場合は、併せて変更の届出をしてください。

2. 変更届を送付する際の注意点

- 原則として、電子メールでの申請受付とします。申請窓口は下記3.に記載のとおりです。**
- 変更届（様式10）への押印は不要です。
- 現在契約中の案件に関する変更手続きは、別途該当する契約案件の契約担当部署にご連絡いただき、所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

3. 変更届の申請先及び問い合わせ先

随時受付の申請先及び問い合わせ先は、以下のとおりです。

《申請窓口》

○申請先メールアドレス：shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp

※申請時のメールの件名には『令和7・8年度資格審査 変更届』と記載してください。

※変更届（様式10）及び添付書類はPDF形式で1つのファイルにまとめてください。

なお、ZIP形式による提出は受け付けません。

※添付書類のデータサイズが15MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。

15MBを超える場合は、添付書類を複数メールに分けて提出してください。

※変更届を受領した旨の返信は行いません。

《お問い合わせ先》

東日本高速道路株式会社

総務・経理本部 経理財務部 調達企画課（資格審査担当）

◆ E-mail：shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp

（お急ぎでない場合は、E-mail でお問い合わせください。）

◆ TEL：03-3506-0214（直通）

（受付時間 平日 9：00～12：00、13：00～17：00）